韓国知的財産ニュース 2021年1月後期

(No. 431)

発行年月日: 2021年2月3日

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

https://www.jetro.go.jp/korea-ip

★★★目次**★★★**

このニュースは、1月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- ➤ 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号: 2107535)
- ▶ 1-2 実用新案法の一部改正法律案 (議案番号: 2107593)
- ▶ 1-3 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号:2107638)

関係機関の動き

- ➤ 2-1 特許庁、自治体とともに創業企業の知的財産(IP)事業化に向けた 協業支援を推進
- ▶ 2-2 人工知能、モノのインターネット、バイオなどの特許申請・取得が、 よりしやすくなる
- ▶ 2-3 最先端の発明教育センターに変身、特許庁が支援します
- ▶ 2-4 2021年上半期の弁理士実務修習集合教育を推進
- ▶ 2-5 特許庁、中小ベンチャー企業部と共同で知的財産を利用した再創業の 成功を支援する
- ▶ 2-6 特許審判院、オンラインで清廉宣布式を開催
- ▶ 2-7 特許庁、2020年腐敗行為防止の施策評価で「最優秀」機関に選定

模倣品関連および知的財産権紛争

- ▶ 3-1 海外オンライン模倣品のモニタリング団、韓国企業製品の模倣品を 取締り、約4,200億ウォンの被害を予防
- ▶ 3-2 中国・新南方地域における知的財産権侵害対応セミナーを開催
- ▶ 3-3 特許庁・特許法院・韓国知的財産権弁護士協会、「知的財産権の訴訟 実務改善に向けた共同カンファレンス」を開催

デザイン (意匠)、商標動向

▶ 4-1 特許庁、2021年度商標·デザイン制度の動向説明会を開催

<u>その他一般</u> **※**今号はありません。

法律、制度関連

1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案(議案番号: 2107535)

議案情報システム(2021.1.21.)

議案番号:2107535

提案日:2021年1月21日

提案者:キム・ギョンマン議員外9人

提案理由及び主要内容

第四次産業革命、人工知能等、デジタル時代の根幹であるデータの重要性が日増しに高くなっており、ビッグデータを活用して経済的な付加価値を創出している。しかし、データを不正な手段で取得して不当に利益を得ることや、データの保有者に損害を与える行為に対する制裁は不十分な状況である。

大法院は、他人が営業目的で公開したデータを無断で収集して第三者と取引するか、又は商業的な目的で活用した行為について、この法律の補充的一般規定(第2条第1号ル目)を根拠に「不正競争行為」であると判決したことがある。しかし、これは今後の発生し得るさまざまな形態のデータ無断収集・利用・流通行為を適切に制裁するには限界がある。そこで、「データの不正使用行為」を法律に明確に規定して不正場合競争行為と同様に制裁することで、健全なデータ市場の秩序を確立しようとするものである(案第2条第5号及び第6号の新設等)。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。 第2条に第5号及び第6号をそれぞれ次のように新設する。

- 5. この法律で保護する「データ」とは、業として、特定人又は特定多数に提供されるもので、電子的な方法により相当量が蓄積・管理されており、秘密として管理されていない技術上又は営業上の情報をいう。
- 6.「データの不正使用行為」とは、次の各目のいずれかに該当する行為をいう。
 - イ. アクセス権限のない者が窃取・詐欺・不正なアクセス、その他不正な手段でデータを取得することや、その取得したデータを使用・公開する行為
 - ロ. データの保有者との契約関係等により、データへのアクセス権限のある者が不正 な利益を得るか、又はデータの保有者に損害を与える目的で、そのデータを第三者 に提供することや、使用・公開する行為
 - ハ. イ目又はロ目が介入された事実を知るか、又は重大な過失で知ることができず、 データを取得することや、その取得したデータを使用・公開する行為
 - 二. 正当な権限なく、この法律によるデータの保護のために適用した技術的な保護措置を回避・除去又は変更(以下、「無力化」という。)することを主な目的とする技術・サービス・装置又はその装置の部品を提供・輸入・輸出・製造・譲渡・貸与又は伝送するか、それを譲渡・貸与するために展示する行為。但し、技術的保護措置の研究・開発のために技術的な保護措置を無力化する装置又はその部品を製造する場合には、この限りでない。

第4条第1項及び同条の第2項第1号から第4号までのうち、「不正競争行為か」をそれぞれ 「不正競争行為、データの不正使用行為」とする。

第5条のうち、「不正競争行為や」を「不正競争行為、データの不正使用行為、」にする。 第6条のうち、「不正競争行為や」をそれぞれ「不正競争行為、データの不正使用行為、」 とする。

第7条第1項のうち、「不正競争行為や」を「不正競争行為、データの不正使用行為、」とする。

第17529号の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律第8条第1項の うち、「不正競争行為や」を「不正競争行為、データの不正使用行為、」とする。

第17727号の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律第14条の2第1項各号以外の部分及び同条第2項のうち、「不正競争行為」をそれぞれ「不正競争行為、データの不正使用行為」とし、同条第3項のうち、「不正競争行為」をそれぞれ「不正競争行為、データの不正使用行為」とし、同条第4項の前段及び同条第5項のうち、「不正競争行為」をそれぞれ「不正競争行為、データの不正使用行為」とする。

第14条の3の本文のうち、「不正競争行為」を「不正競争行為、データの不正使用行為」と する。

第14条の4第1項各号以外の部分の本文のうち、「不正競争行為」を「不正競争行為、データの不正使用行為」とする。

第18条第3項第1号のうち、「不正競争行為を」を「不正競争行為、又は同条第6号二目によ

るデータの不正使用行為を」とする。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布後6ヵ月が経過した日から施行する。

第2条(適用例)第2条第5号・第6号及びそれに関連する改正規定は、この法律の施行後に発生した違反行為から適用する。

1-2 実用新案法の一部改正法律案 (議案番号:2107593)

議案情報システム(2021.1.22.)

議案番号: 2107593

提案日:2021年1月22日

提案者:パク・ボムゲ議員外11人

提案理由及び主要内容

現行法は、実用的な考案を保護・奨励し、その利用を図るために実用新案制度を規定している。

しかし、最近の技術の融合・複合化により、国内・外に既に公知されている技術や公然に 実施された考案であっても、2つ以上の技術が結合された考案の場合、別の考案に登録で きるように実用新案登録の要件を緩和して、様々な既存の技術の結合を活用した考案を 制度的に保護及び管理することで、商業的な価値のある考案に創業を希望する者が負担 なく近づいて、それに対する事業化を促進しようとするものである。

また、実用新案制度を利用した事業化を促進するために、実用新案登録を出願する場合、 実際に事業化又は事業化を推進している考案についてのみ権利を付与し、青年の創業等、 実際に事業を進行する場合にのみ、実用新案登録を受けることができるようにし、実際に 事業化はせず、実用新案登録のみをして他人における事業化の機会を奪うことを防止す るためのものである(案第4条第2項及び第8項新設)。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第4条第2項に但し書を次のように新設する。

但し、2種類以上の考案を利用して作った融合・複合又は結合した考案として、極めて

容易に考案した場合でなければ、実用新案登録を受けることができ、この場合、第1項 各号のいずれかに該当する考案は、個別的にのみ考慮する。

第4条に第8項を次のように新設する。

⑧実用新案登録出願した考案が事業化又は事業化を推進していない場合には、第1項に もかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。

第2条 (実用新案登録要件に関する経過措置) この法律の施行前に出願した実用新案登録 出願については、第4条第2項及び第8項の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

新旧条文対照表

現行	改正(案)
第 4 条(実用新案登録の要件)①	第4条 (実用新案登録の要件) ①
(省 略)	(現行と同じ)
②実用新案登録出願前にその考案が属す	②
る技術分野で通常の知識を有する者が第	
1項各号のいずれかに該当する考案によ	
って極めて容易に考案することができる	
ならば、その考案に対しては、第 1 項に	
かかわらず実用新案登録を受けることが	
できない。<但し書新設>	。但し、2種類以上の考案を
	利用して作った融合・複合又は結合した
	考案として、極めて容易に考案した場合
	でなければ、実用新案登録を受けること
	ができ、この場合、第1項各号のいずれか
	に該当する考案は、個別的にのみ考慮す
	<u>る。</u>
③ ~ ⑦ (省 略)	③ ~ ⑦ (現行と同じ)
<u><新 設></u>	⑧実用新案登録出願した考案が事業化又
	<u>は事業化を推進していない場合には、第1</u>
	項にもかかわらず、実用新案登録を受け
	<u>ることができない。</u>

1-3 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号: 2107638)

議案情報システム(2021.1.26.)

議案番号: 2107638

提案日:2021年1月26日

提案者:ホン・ソングク議員外12人

提案理由及び主要内容

現行法は「商標法」上、商標のような標識を不正競争の目的ではなく、善意で先に使用した行為に対する別途の規定がなく、それを不正競争行為と見做して善意の先使用権を認めない。

そのため、後使用者が商標を登録するようなことで周知性を獲得する場合、善意の先使用者がこれまで使用してきた標識に対する使用禁止及び損害賠償請求をされる等、不正競争行為者として見做される実情であるため、善意の先使用者を保護する制度の確立が必要であると指摘されている。

また、現行法の規定解釈によると、後使用者の善意や悪意の区別なしに先使用者の行為を 不正競争行為に該当するものと見做されるが、これは悪意の後使用者まで保護すること に解釈できる。

そこで、善意の先使用者の使用権を認めるとともに、後使用者が先使用者にその者の商品と自己の商品の間における出所の誤認や混同を防止するのに必要な表示をすることを請求できるようにし、善意の先使用者を後使用者の使用禁止及び損害賠償請求から保護することで、健全な取引秩序の確立を図ろうとするものである(案第13条第1項及び第14条の8)。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第13条第1項のうち、「取引により営業秘密を正当に取得した者がその取引により許容された範囲でその営業秘密を使用するか、又は公開する行為に対しては」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」とし、同項各号を次のように新設し、同条第2項のうち「第1項で」を「第1項第1号で」とする。

1. 取引により営業秘密を正当に取得した者がその取引により許容された範囲でその営業秘密を使用するか、又は公開する行為

2. 国内に広く認識されている他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他他人の商品であることを表示した標識と同一であるか、又は類似のものを不正競争の目的なしに、その他人の標識が国内に広く認識される前から、継続して使用した者(その地位を承継した者を含む。以下「先使用者」という。)が、その標識を使用した行為

第14条の8を次のように新設する。

- 第14条の8(先使用による標識を継続使用する権利)①第13条第1項による先使用者は、該 当の標識を継続して使用する権利を有する。
 - ②第1項の他人は、第1項により先使用者にその者の商品と本人の商品の間における出所の誤認や混同を防止するために必要な表示をすることを請求できる。

附 則

この法律は、公布後6ヵ月が経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 特許庁、自治体とともに創業企業の知的財産 (IP) 事業化に向けた協業支援を推進 韓国特許庁 (2021.1.18.)

城南・大田地域の中小企業を対象に最大8,000万ウォンを支援

韓国特許庁は城南市、大田市とともに、地方の中小企業が保有している優秀な知的財産 (IP) の事業化を支援する「2021 年 IP 製品のイノベーション支援事業」を推進すると発表した。

本事業は、特許庁と地方自治体の協業により、優秀な IP を製品化する過程で発生する技術的な問題を解決し、試作品の製作と技術保護、投資誘致の支援などの事業化を統合支援するものである。城南と大田に所在する企業の中で、創業 7 年未満の中小企業を対象に実施する予定であり、支援を希望する企業は、1 月 18 日から 2 月 15 日まで城南産業振興院、大田テクノパークのウェブサイトで申し込むことができる。

IP 製品のイノベーション支援事業 (旧知的財産活用戦略支援事業) は、中小企業が保有している優秀な知的財産の事業化を支援するために特許庁が 2012 年から施行している事業であり、2019 年まで 400 以上の企業を支援し、その結果が実質的な売上の向上と技術保護の効果につながったため、優遇企業から高い評価を受けている。

※既存の優遇企業 109 社、年平均の売上高 38%増および新規の知的財産権出願 137 件 (2019 年調査)

実例として、2017年に支援した株式会社 EVERYBOT は、掃除機能とデザイン改善の支援を受けてリニューアルした製品が、発売後7ヵ月ぶりに販売台数5万個を突破した。そして、業務用食器洗浄機メーカーである、株式会社 PRIME は、2018年の支援事業により自動化プロセスに関連する問題を解決し、それに基づいて2019年にOURHOMEと2年間の単独供給契約を締結した。

このような実績に基づいて、特許庁は 2021 年から中小ベンチャー企業部、地方自治体、 創造経済革新センターとともに、事業の支援規模を拡大し、既存の優遇企業のニーズに応 えて後続の支援を多様化するなど、企業支援の効果を最大化するために協業支援を推進 する計画である。

支援内容を具体的に見ると、特許庁(韓国発明振興会)が幅広い特許の分析情報を活用して支援対象の企業の IP 製品化に関連する技術的な問題を解決し、協業機関は、それに対する検証(モックアップおよび試作品の製作)と特許・デザイン出願などの権利化を支援する。また、最終的に改善された製品を事業化するために、投資誘致を希望する企業に投資誘致説明会に参加する機会を提供する。

今回、自治体と連携する「2021 年 IP 製品のイノベーション支援事業」の支援内容は、新製品の企画、問題解決、製品の高度化に対する課題に区分され、課題別に最大 82 万ウォン規模の支援が行われる。

特許庁の特許事業化担当官は、「今回の協業事業により、地方の中小企業が保有している 優秀な知的財産が積極的に活用され、それに基づいて企業の成長と新たな知的財産の創 出につながるという、好循環構造を構築できるように取り組んで行きたい」と述べた。

2-2 人工知能、モノのインターネット、バイオなどの特許申請・取得が、 よりしやすくなる

韓国特許庁 (2021.1.19.)

「デジタル新産業分野の特許付与基準」を制定

* 劇場を運営している甲は、ある日体験したヘルスケアのマッサージチェアに付いているユーザーカスタマイズ機能に着目し、ユーザーの身体情報により特殊効果の強度を制

御する、モノのインターネット(IoT)基盤の劇場用 4D チェアを開発した。しかし、開発した 4D チェアは、マッサージチェアに比べるとサービス分野や用途は異なるが、その構成要素がほぼ類似しており、この 4D チェアで特許申請をしても特許を取得できるかどうかが分からない。

* 大学で勤務している乙教授は、CRISPR遺伝子編集技術を活用して、病虫害に強く人に有益な抗酸化成分が含まれている改良リンゴ、いわゆる紫色リンゴを開発した。しかし乙教授は、すでに一般に知られている紫色トウモロコシに使用された遺伝子をリンゴに適用しただけで、その遺伝子の機能は広く知られているため、特許登録は受けることができないと判断して特許出願を諦めた。

今後、デジタル新産業分野における特許申請と取得がよりしやすくなる。

韓国特許庁は1月19日、デジタル新産業分野における韓国企業が国内外で高品質の特許 を取得し、将来の成長エンジンを創出できるように支援するため、「デジタル新産業分野 の特許付与基準」を制定したと発表した。

デジタル新産業分野における特許の付与基準が収録された審査実務ガイドは、人工知能 (AI)、モノのインターネット (IoT) サービス、バイオなどの 5 大主要分野に対しての融 複合技術を中心にした特許可否の判断要件、明細書の記載要件および多様な事例が含まれている。

主な内容を見てみると、人工知能の分野では、新産業の特性により企業が問題点を提起していた高品質の特許を取得するための明細書作成に関する指針とともに、類型別で特許を付与する基準および具体的な判断事例などを提供している。

モノのインターネットサービスの分野では、企業の市場参入を奨励し、ICT 融合・複合技術に従来の製造業に基づく特許の付与基準を適用していた不合理を解決するため、発明に対するサービス分野別の特性および効果を十分考慮するように基準を整備した。

また、種子産業の分野では、CRISPR 遺伝子編集技術で改良した種子の場合、適用する作物を変えて新しい効果があれば特許で保護できるように、特許の付与基準を緩和し、出願人のために明細書の記載要領とベストプラクティスを提示している。

一方、バイオ分野では、これまで不明確だった人工知能に基づいた新薬開発における特許 の付与基準を補完することで、企業が人工知能を利用してドラッグリポジショニング技 術を開発する際に段階別に最適の特許出願戦略を策定できるように支援する。

今回の基準制定は、韓国政府が推進するデジタルニューディールに歩調を合わせ、これまで特許庁が推進してきた「産業別の特性を考えた、カスタマイズ型審査政策の確立」の延長線上にあるものである。

また最近、デジタル新産業の急激な拡大(※)に先制的に対応し、デジタル融合・複合技術に関連する特許出願について、より明確かつ具体的な特許付与基準の確立を求める産業界の要求に応えたものでもある。

※特に、人工知能の分野の場合、ここ 5 年間年平均 55.1%の爆発的な特許出願の増加率 を見せている(「第四次産業革命に関連する技術の特許統計集」、特許庁、2020 年 9 月)

米国、欧州、日本など主要国も第四次産業革命の技術を保護するために、関連する技術分野の審査事例を既存の審査基準に追加する改正を行っているが、韓国は人工知能の分野などにおけるデジタル新産業別の特許付与基準を別途制定した。

デジタル新産業分野において特許を付与する基準は、現場の声を十分に反映するために 多数の特許を出願した企業を中心に構成した産業界の IP 協議体と随時に意見を交わす過程および大韓弁理士会・韓国知識財産協会などの外部専門家の綿密な検証過程を経て制定された。

当該の産業別に特許庁内の TF を構成し、約1年をかけて多様な新産業の融合・複合技術 事例などを研究し、海外特許庁の審査基準も分析して韓国だけでなく海外でも良質の特 許取得が可能になるようにガイドラインを提示している。

デジタル新産業分野の特許付与基準は、特許庁のウェブサイト(www.kipo.go.kr)で配布しており、今後関連団体と一緒に説明会を開催する計画である。

それに加えて特許庁は2021年に、既存の5大主要分野の他に自律走行、知能型ロボット、 化粧品など、これから成長する可能性の高いデジタル新産業分野を追加で発掘し、企業が 必ず必要とするカスタマイズ型の特許付与基準を提供する予定である。 特許庁の特許審査企画局長は、「デジタル新産業分野の特許付与基準は、これまで特許庁が推進してきた『産業別のカスタマイズ型審査政策』における主要成果であり、今後、韓国の先端・デジタル技術を用いて国内・海外の特許を確保し、新市場をリードする尖兵の役割を果たすことで、最終的には国の産業競争力の強化に大きく貢献すると期待している」と述べた。

2-3 最先端の発明教育センターに変身、特許庁が支援します

韓国特許庁(2021.1.22.)

発明教育センターの運営支援および教育環境の改善に38億ウォンを投入

韓国特許庁は、安全かつ快適な発明教育環境を造り、体験・実習型である最新の発明教育を支援するため、発明教育センターの運営および現代化への支援事業(2021年38億ウォン)を本格的に推進すると発表した。

発明教育センター

発明教育センターは、青少年のアイデアを創出・共有し、自ら発明品を製作できるように支援することで、創造性と想像力を育む特殊教育施設である。特許庁は、1995年に最初の発明教育センターを設置し、現在は全国で207ヵ所のセンターを運営している。発明教育センターは、特許庁と市・道の教育庁が協力して運営されており、第一線の学校ではセンターの教育性を推薦するために選抜試験を行われるほど、人気が高い。

2019 年には新型コロナウイルスの拡大にもかかわらず、34 万人の若者が正規の課程や、特別課程など、さまざまな発明の教育課程を修了した。その結果、修了学生が出した創造性の高いアイデア 394 件が特許・デザインなどで出願された。また、市・道および全国で運営する発明・創造性大会に1万5,184人の学生が参加して1,536人が入賞する成果も収めた。このように、発明教育センターは発明教育の拠点機関として役割をしっかりと果たしている。

特許庁は、全国各地域の青少年を対象に発明教育を提供するため、「207 ヵ所の発明教育 センター運営」と社会的弱者に対する発明教育の機会を拡大するために「訪問型発明体験 教室」を推進(28億2,000 ウォン)する。

さらに、発明教育センターの教育環境を改善するために、発明教育センターの現代化支援 事業 (9億7,000 ウォン) を、2021 年から新たに推進する。 現代化支援事業は、国民が直接投票する「市民参加型予算」により反映された事業である。 設置してから長い期間が経っている発明教育センターは施設が老朽化しており、ドロー ンと 3D プリンターのような最新の機材も揃っておらず、安全かつ快適な教育環境への改 善が急がれている状況について多くの人が共感したためである。

現代化支援を希望する市・道の教育庁および発明教育センターは、3月26日まで申込書 (特許庁・韓国発明振興会のウェブサイトで確認)を提出すればよい。申し込んだ機関に対する書面審査、現場調査および専門家審査を経て10ヵ所以上の現代化支援対象を選定する。特に、設置してから10年以上経過しているか、または教育環境が非常に劣悪なセンターを中心に推進する予定である。

支援対象に選定されれば、センターのリモデリングだけでなく、コーディング・3Dモデリング、ロボット、アルドゥイーノ(※)などの最新機材の導入も支援する。それとともに、新型コロナウイルスの拡散が長期化することにより、学生と遠隔でコミュニケーションできる、非対面教育のインフラ構築も支援する予定である。

※アルドゥイーノ:さまざまなセンサや部品を装着することができ、入出力・中央処理装置が含まれている基板

特許庁の産業財産政策局長は、「韓国社会がデジタル経済に急激に移行しているため、発明教育も最先端技術を活用することで、日常生活に適用できる独自のアイデアを創出できるように進化しなければならない」とし、「学生の創造性向上に非常に効果が高い発明教育を普及するために、今後も最新の発明教育環境づくりを継続的に拡大していくつもりである」と述べた。

2-4 2021年上半期の弁理士実務修習集合教育を推進

韓国特許庁(2021.1.27.)

弁理士試験の合格者を対象に 2021 年 3 月 22 日 (月曜) から 5 月 31 日 (月曜) に実施

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、「2021年上半期の弁理士実務修習集合教育」を3月22日(月曜)から5月31日(月曜)まで、オフラインとリアルタイムのオンライン教育を並行して実施すると発表した。

教育は 1 月 26 日から 2 月 1 日までに国際知識財産研修院のウェブサイト (iipti.kipo.go.kr) で申請することができる。

2021 年も新型コロナウイルスの拡散が続く中で、「弁理士法施行令」および関連規定の趣旨に基づいてオフライン教育の充実性を高めるとともに、受講生の安全のためにリアルタイムのオンライン教育を並行して集合教育課程を運営することにした。

オフライン教育は、実習科目について 2 週間ずつ 3 回にかけて国際知識財産研修院で行われる。座席の間隔を設けるなどの防疫ルールを徹底に遵守し、受講生の人数を数回に分けて密集度を緩和させるなど、受講生の安全を最優先に考慮して教育を実施する計画である。

リアルタイムのオンライン教育は、遠隔ビデオ授業で行い、講師との積極的なコミュニケーションを通じて弁理士としての専門能力を育むなど、教育効果を最大限に引き出す予定である。

上半期の実務修習教育は、第 57 回弁理士試験の最終合格者を含め、前の試験合格者などを対象に行われる。教育に関する詳細な内容は、特許庁および国際知識財産研修院のウェブサイトで確認することができる。

国際知識財産研修院長は、「今回の教育は、小規模の対面教育の回数を増やし、弁理士の実務修習教育生の安全を最優先に考慮した」と述べた。

2-5 特許庁、中小ベンチャー企業部と共同で知的財産を利用した再創業の成功を支援する

韓国特許庁(2021.1.27.)

優秀な特許技術を保有している再創業者を対象に事業化を支援

韓国特許庁は、中小ベンチャー企業部とともに優秀な知的財産(IP)を利用して(予備) 再創業者の復帰成功を後押しするために、「2021年 IP 製品のイノベーション支援事業(中 小ベンチャー企業部との協業型)」を推進すると発表した。

本事業は、特許庁と中小ベンチャー企業部の協業を通じて、優秀な IP を製品化する過程で発生する技術的な問題を解決し、試作品の製作と技術保護、投資誘致、販路開拓を支援するなどの事業化過程を統合支援する事業であり、再創業をしてから7年以内の企業(予備創業者を含む)を対象に施行し、支援を希望する企業は2月8日から2月25日までに、K-Startup創業支援ポータル(www.k-startup.go.kr)で申請することができる。

IP 製品のイノベーション支援事業 (旧知的財産活用戦略支援事業) は、中小企業が保有している優秀な知的財産の事業化を支援するために特許庁が 2012 年から施行している事業であり、2021 年から中小ベンチャー企業部、自治体、創造経済革新センターなどと連携して支援規模を拡大し、後続支援を多様化することにより、企業支援の効果を高めることができるよう、協業事業を推進している。

中小ベンチャー企業部 の「再チャレンジ成功パッケージ」の事業と連携した本協業事業 は、支援内容に応じて新製品の企画、問題解決、製品高度化の課題に区分され、30 の再 創業企業を対象に課題別で最大 1 億 1,000 万ウォン規模の支援が行われる。

詳細な支援内容を見ると、特許庁(韓国発明振興会)が特許分析情報を活用して支援対象になる企業の IP 製品化に関連する技術的な問題を解決し、中小企業ベンチャー部(創業振興院)の事業化資金の支援により改善された技術の検証(モックアップ(※)および試作品の製作)と特許・デザイン出願などを支援しており、最終的に投資誘致と販路開拓を希望する企業には、投資誘致説明会および公共調達に参加する機会を与える。

※モックアップ (mockup):製品のデザインを評価するために製作する実物サイズの静的な模型

特許庁の特許事業化担当官は、「部処間の協業により、支援する内容を相互に補完することで、効率的な予算執行と企業支援のシナジー効果が得られると期待している」とし、「創業企業が保有している IP の事業かを促進させるよう、今後も協業事業を持続的に拡大していく計画である」と述べた。

2-6 特許審判院、オンラインで清廉宣布式を開催

韓国特許庁(2021.1.28.)

より公正で透明性のある特許審判になります

韓国特許審判院は、1月28日(木曜)午前10時から審判官の全員が審判官倫理綱領(※)に誓約する、清廉宣布式を非対面方式で開催する。

※審判官倫理綱領の主要内容は、審判官は職務を公平無私に遂行すること、審判官は学縁・地縁・血縁などの差別を禁止し、事件関係人との接触を業務以外には厳しく禁じ、事件について特定の代理人や事務所を斡旋・勧誘しないことなどである。

今回の宣布式はオンラインで行われ、特許審判院長と首席審判長が倫理綱領を朗読し、その旨に従い全審判官が清廉な心で公正で透明性のある審理を行うと宣誓する。

これまで特許審判院は、デジタルトランスフォーメーションをけん引する知的財産権の 保護手段として、特許審判がその役割を忠実に果たせるように関連制度を改善するなど、 審判官の公正かつ透明な審理のために取り組んできた。

今回の宣布式は、国民の立場から考えて、審判官がさらに公正に審判を行うように覚悟を 新たに誓うということに意味がある。

特許審判院長は、「特許審判院が公正性と透明性を高めるためには制度的な基盤のほか、個々の審判官の清廉性も非常に重要である」とし、「今回をきっかけに特許審判がより公正になるよう、最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-7 特許庁、2020年腐敗行為防止の施策評価で「最優秀」機関に選定

韓国特許庁(2021.1.28.)

中央部処を含む 263 の公共機関のうち、最高等級

韓国特許庁は、2020 年の公共機関を対象にした腐敗行為防止の施策評価で「最優秀」等級(1等級)を達成したと発表した。

「最優秀」の評価結果は、中央部処を含む 263 の公共機関の中で最高等級に該当するもので、特許庁は、ここ 2 年間連続で(2018~2019年)「優秀」等級を取得し、2021 年には施策評価を受けてから初めて「最優秀」機関に選ばれた。

腐敗行為防止の施策評価は、公共機関が自ら推進している反腐敗防止の活動との、成果を 評価して清廉度を向上させるための制度であり、国民権益委員会の主管で毎年実施され、 2020年度には中央部処、自治体、公職関連団体など 263機関を対象に評価を行った。

特許庁は今回の評価で、反腐敗行為の推進政策、清廉政策への参加拡大、腐敗行為防止制度の運営など、7つの全分野で他の機関よりも優秀であると評価された。

特に、積極的に反腐敗政策を推進しようとする意志に加え、独自の腐敗行為において脆弱な分野に対する分析結果に基づいて推進した、弁理士の斡旋を禁止する行動綱領の改正、利害の対立を防ぐための審査回避制度の導入、特許庁のサークルに退職者の参加を許可

しないなどの、固有の清廉政策が具体性や実効性の面で効果的な政策であると高い支持 を得ている。

特許庁長は、「新型コロナウイルスにより、政策推進に多くの制約があったが、全職員の高い関心と積極的な参加により一緒に努力した結果、腐敗行為防止の施策評価で最優秀等級を達成することができた」とし、「2021年度も公正を最高の価値にして、国民に信頼される特許庁になるように最善を尽くしていきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 海外オンライン模倣品のモニタリング団、韓国企業製品の模倣品を取締り、約4,200億ウォンの被害を予防

韓国特許庁(2021.1.20.)

模倣品掲示物の14万4,000件を摘発・遮断、多文化家族などに働き場を提供

韓国特許庁は、2020年第3次補正予算の確保により発足した「海外オンライン模倣品の在宅モニタリング団」(以下、「モニタリング団」)が2020年8月から12月末までの約5カ月間、模倣品掲示物の計14万4,000件を摘発・遮断し、4,200億ウォンに達する被害予防効果を出したと発表した。

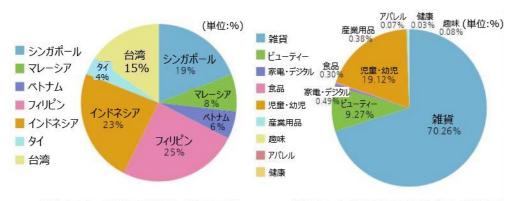
※被害予防効果(4,263億ウォン)=企業別における正規品販売価格の平均(約6万3,000 ウォン)×削除件数(14万4,000件)×平均販売件数(47件/2020年中国基準)

モニタリング団は、ASEAN6 ヵ国(※)および台湾を対象に模倣品流通への対応を強化し、 非対面・デジタルの雇用創出(※※)を支援するために発足した組織であり、職歴に空白 のある女性、多文化家族など約 200 名で構成されている。

※ASEAN6 ヵ国:マレーシア、ベトナム、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン ※※2020 年雇用労働部の「新型コロナウイルスの第3次流行に対応するカスタマイズ型 雇用安定対策」に含まれている。

モニタリング団は、ASEAN のオンラインショッピングモールの中で 1、2 位の企業である LAZADA と Shopee を対象に、模倣品の掲示物をモニタリングした。

摘発された掲示物を見ると、品目別では、K-POP のグッズ、ファッション雑貨などが全体の 70%を占め、国別では、フィリピン、インドネシア、シンガポールの順で模倣品の摘発・遮断件数が多いことが分かった。これは参加企業が進出した国と保有している知的財産権、流通量などを総合的に反映した結果であると判断される。



<グラフ1>模倣品対応の成果-国別

<グラフ1>模倣品対応の成果-業種別

特許庁は 2021 年から補正関連の予算を 2021 年の本予算で確保したため、モニタリング 団を継続的に運営する予定であり、これからも韓国輸出企業の模倣品による有痛被害を 最小限にすることに力を注ぐ計画である。

モニタリング団で活動した、ベトナム出身のA氏は、「在宅勤務で育児と仕事を並行でき、 母国語を活用できるため志願した」とし、「モニタリング団は、新型コロナウイルスによ る厳しい時期の中で、国民に就職の機会を提供するだけでなく、韓国企業にも大きく役に 立つと思っている」とコメントした。

支援事業に参加した化粧品業界の関係者B氏は、「海外で模倣品が流通される問題により、現地のバイヤーからのクレームが発生して困ることもある」とし、「中小企業が海外のオンライン市場で多発的・反復的に発生する模倣品に対応するには限界があり、政府支援事業によって時間とコストを削減することができた」と強調した。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「2020年の補正予算を通じて、モニタリング団を短期間で運営したが、オンラインで流通される模倣品の掲示物を大量で削除するなどの成果があった」とし、「今後もモニタリン団に対する事前教育を強化し、遮断を拒否する際における証憑書類を補強するなど、模倣品の流通を防ぐための政府支援を強化していく計画である」と述べた。

3-2 中国・新南方地域における知的財産権侵害対応セミナーを開催

韓国特許庁(2021.1.25.)

海外における模倣品流通など、被害事例および対応策を非対面で教育

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社(KOTRA)は、「中国および新南方地域における知的財産権侵害対応セミナー」を1月26日(火曜)から1月28日(木曜)まで、ビデオ会議の方式で開催すると発表した。

今回の行事は、中国(香港を含む)とベトナム、タイ、インドネシア、インドに所在する 海外知識財産センター(IP-DESK)で最近発刊した「知的財産権の侵害対応ガイド」に基 づいて、韓国の輸出企業がその地域での模倣品流通などによる知財権侵害の被害を最小 化できるよう、実務事項を案内するために開催された。

3日間の行事には、現地の弁護士や弁理士が参加し、6地域における民・刑事訴訟、行政 取締、警告状の発送、税関対応、オンラインプラットフォーム通報などの手続きと事例を 紹介する予定である。模倣品生産と流通規模が最も大きい中国については、中国国内での 取り締まりと国境での取り締まりを別途テーマにして詳細に取り扱われる。特に税関に よる国境での取り締まりは、中国で生産されて東南アジア・中東などの第3国に輸出され る模倣品を国境で遮断できる手段であるため、中国産模倣品の拡大により苦労している 韓国の輸出企業であれば、必ず熟知しておくべき内容である。

「タイムスケージュール」

日時	時間	内容
1月26日(火曜)	14 時 00 分-15 時 00 分	中国の商標侵害に対する取り締まり
	15 時 00 分-16 時 00 分	中国の税関保護および侵害対応
	16 時 00 分-17 時 00 分	香港の知的財産権侵害対応
1月27日(水曜)	15 時 00 分-16 時 00 分	ベトナムの模倣品対応
	16 時 00 分-17 時 00 分	タイの模倣品対応
1月28日(木曜)	15 時 00 分-16 時 00 分	インドネシアの模倣品対応
	16 時 00 分-17 時 00 分	インドの模倣品対応

今回の行事は、ビデオ会議システムにアクセスしてリアルタイムで視聴することができる。参加を希望する日付とテーマを選択して申請するとアクセス url がもらえる。行事のウェブサイト (http://ipcp2019. gabia. io/survey/newsletter2. asp#) で事前に申し込む

ことができ、詳細な内容については、KOTRA の海外知財権室 (+82-2-3460-3357、ipdesk@kotra.or.kr) にお問い合わせすればいい。

特許庁の産業財産保護支援課長は、「韓国企業の製品は、海外で有名になると、すぐ模倣品が作られる傾向がある」とし、「模倣品の流通を放置すると、販売量の減少や企業のブランド価値の下落のような被害を招く恐れがあるため、輸出企業は今回の行事を通じて、海外での知財権侵害に備えられるようになると期待している」と述べた。

3-3 特許庁・特許法院・韓国知的財産権弁護士協会、「知的財産権の訴訟実務改善に向けた共同カンファレンス」を開催

韓国特許庁 (2021.1.26.)

特許権侵害における合理的な実施料の算定方法など、 改正特許法を訴訟実務に活用する方策を議論

韓国特許庁は、特許法院、韓国知的財産権弁護士協会と1月25日(月曜)15時に特許法院で「知的財産権の訴訟実務改善に向けた共同カンファレンス」を開催すると発表した。

特許庁は、強力な知的財産保護に向けた法制度の改善に力を入れてきた。知的財産権侵害における 3 倍賠償制度を導入し、侵害者が販売した侵害物品の全体に対して権利者に賠償することができるように商標・デザイン保護法および不正競争防止法を改正した。このような法律改正の立法趣旨を達成するためには、改善された法制度が訴訟実務で適切に活用されることが重要である。

カンファレンスは、2 セッションで行われる。最初のセッションでは、「不正競争防止法第 2 条第 1 号の(ル)目の成果物盗用の不正競争行為に対する最近の判例動向」をテーマに、大法院の総括裁判研究官が発表する。同セッションでは、成果物盗用の不正競争行為に関連する韓国国内・外の立法事例を紹介し、成果物盗用の認定要件などについて議論する。発表に続き、ソウル高等法院の高等法院判事、特許庁の課長、 YOU ME 法務法人の弁護士が関連内容に基づいて討論に参加する。

次のセッションのテーマは「特許権侵害における合理的な実施料の算定方法に関する研究」で、高麗大学の教授が発表し、実施料の算定に関する韓国国内・外の法制度の比較、 改正特許法上の複合算定規定の解釈と実務上の留意点などについて議論する。発表に続き、特許法院の判事、特許庁の事務官、法務法人世宗の弁護士が討論者として参加する。 一方、2021 年のカンファレンスは、新型コロナウイルスの拡散を防止するため、オンライン生中継で放送される。オンラインで事前申し込みをした参加者だけでなく、知的財産権の訴訟実務に興味があれば誰でも YouTube チャンネル(https://youtu.be/XVsoif5I-AA)にアクセスして視聴することができる。

特許庁長は、「新型コロナウイルスのため、韓国社会のデジタルトランスフォーメーションが加速している中、AI などのデジタル技術が発展するためには、知的財産の強力な保護が必要な時期である」とし、「特許庁は 2021 年も韓国型証拠収集制度の導入を推進するなど、知的財産を保護する法制度を改善するために、継続的に取り組んで行きたい」と述べた。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 特許庁、2021年度商標・デザイン制度の動向説明会を開催

韓国特許庁(2021.1.21.)

「新技術の画像デザインにおける保護対象の拡大」、「部分拒絶制度および再審査請求制度の導入」、「非典型商標における機能性審査の強化」などを紹介

韓国特許庁は、1月21日(木曜)午後4時から非対面のオンライン方式で、「2021年度商標·デザイン制度の動向説明会」を開催すると発表した。

今回の説明会では、2021 年から施行された商標審査基準およびデザイン制度の改善事項 と商品分類告示および類似商品審査基準の改正事項、商標法·デザイン保護法改正の推進 内容などを紹介する予定である。

最初に、商標分野では立体・位置・音商標などのような非典型商標の機能審査を強化し、立体・位置商標に対する図面提出件数の基準を緩和した。また、拒絶理由が解消されていない商品にのみ登録を拒絶する部分拒絶制度と登録が拒絶された商標について再審査を請求する制度を導入するなど、商標法の一部改正を進めている。

そして、商品分類分野では、「ビデオゲームのソフトウェア、音楽作曲用のソフトウェア」 などの用途を明確に記載した商標のみ登録ができるようにし、「商標(商品)」と「サービス標(サービス業)」が類似しているかどうかについても、両標章の「用途」を中心に具 体的・個別的に審査することで、ソフトウェア産業界の実際の取引に合致する合理的な商品の基準を設けることにした。

一方、デザイン分野では、フォントデザインの図面にフォントファイルの提出を許容し、デザイン一部審査(※)の対象を従来の3個類から7個類に拡大してトレンド性が強いデザインの迅速な権利化を支援した。それ以外に物品の外部または空間などに投影される新技術の画像デザインにおける保護対象の拡大と一組の物品のデザインに対する部分デザインも登録できるようにする制度の改善を推進している。

※デザイン一部審査:トレントのサイクルが短く、模倣されやすい物品のデザイン出願について、一定の要件のみを審査し、できるだけ早く権利を付与してデザイン権活用の実効性を高めるために運営する制度

さらに、産業別の商標情報を活用した産業界への支援策と英国の欧州連合(EU)離脱(ブレグジット)により変化する、商標・デザイン関連の出願、更新、代理人の選任などの制度を案内する予定である。

今回の説明会は、KTV 国民放送および特許庁のユーチューブ(youtube.com/kipoworld)で誰でもリアルタイムで参加することができ、2021 年新たに施行される商標・デザイン審査および支援制度に関連する多様かつ有用な情報を得ることができ、特許庁のウェブサイトで説明会の発表資料を確認することができる。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「今回の説明会を通じて新たに施行される商標・デザイン制度に対する顧客の理解度を高め、商標・デザイン権の取得を希望する出願人の権利確保に役に立つことを願っている」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<u>https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/</u> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話: +82-2-3210-0195/FAX: +82-2-739-4658、e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・ 採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム